

伊賀市ごみポイ捨て防止条例

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地占有者等が協力して、市域における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、紙パックその他これらに類する容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (3) 事業者 飲食料等を製造し、加工し、又は販売する事業を営むすべての者をいう。
- (4) 市民等 市の区域に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (5) 土地占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、環境美化意識の啓発、高揚等に必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動により生じた空き缶等及び吸い殻等の投棄防止に努め、必要に応じた回収活動を実施するとともに、前条に規定する市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭の内外を問わず、自らの生活において生じさせた空き缶等及び吸い殻等を適正に処理し、第3条に規定する市の施策に協力するとともに、自主的に地域の環境美化に努めなければならない。

(土地占有者等の責務)

第6条 土地占有者等は、空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するため、その占有し、又は管理する土地の清掃及び除草を行うよう努めるとともに、第3条に規定する市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に空き缶等又は吸い殻等を投棄してはならない。

(犬のふんの処理)

第8条 市民等は、犬を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条に掲げる場所をふんにより汚さないこと。

(2) 犬の散歩をさせるときは、ふんを処理するための容器を携行し、ふんをしたときは、直ちに回収すること。

(回収容器の設置)

第9条 飲食料を自動販売機により販売する者（以下「販売業者」という。）は、当該自動販売機を設置している場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した飲食料容器等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、第7条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等の投棄を行った者に対し、第1条の目的達成のため必要な限度において、当該空き缶等又は吸い殻等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、販売業者が第9条の規定に違反していると認めるときは、当該販売業者に対し、回収容器を設置し、又は適正に管理するように勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第11条 市長は、第9条の規定に違反し、前条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第13条 第7条の規定に違反し、第10条第3項による命令に正当な理由がなく従わない者は、3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに行われた行為に係る罰則の適用については、なお、上野市ごみポイ捨て防止条例（平成10年上野市条例第11号）、伊賀町ごみポイ捨て防止条例（平成10年伊賀町条例第15号）、島ヶ原村ごみポイ捨て防止条例（平成10年島ヶ原村条例第2号）、阿山町ごみポイ捨て防止条例（平成10年阿山町条例第6号）、大山田村ごみポイ捨て防止条例（平成10年大山田村条例第1号）又は青山町ごみポイ捨て防止条例（平成10年青山町条例第9号）の規定の例による。